經濟論叢

第九十二巻　第三號

法と経済との関係……恒　藤　　恭　1

「ソビェト経済」の理論……木　原　正　雄　17

ロック経験哲学の構造（一）……平　井　俊　彦　42

日本における金本位制の成立（1）……小　野　一　一　郎　62

昭和三十八年九月

京都大學經濟學會

第九十二巻　一九二　第三号　六二

日本における金本位制の成立（I）

小野一一郎

一八九七年（明治三〇年）、わが国は日清戦争の勝利によって獲得した賠償金に依拠して、ここにメキシコドルを原型とした銀本位制を脱却し、遂に政府多年の懸案であった金本位制を確立し、金本位制移行の国際的潮流への合流を遂げる。

それは、大内兵衛教授によって、「日本の幣制史上最大の出来事であったばかりではなく、これによって資本主義の新日本を世界経済の舞台におしたてたものとして世界史的な一大紀念塔である」（明治三〇年幣制改革始末概要解題、明治前期財政経済史料集成以下集成と略す、十二巻、六頁。）とされ、また寺島一夫氏によって、「日本の資本主義的発達が遂に日本を半植民地化の危険から全く脱却せしめ、独立資本主義国として、世界資本主義の一環として、他の諸列強と世界市場に角逐しうる段階に達せしめたことを示す金融的標識であった」（日本貨幣制度論、六五頁）と評価されている。[1]

(1) 同様の評価をあたえるものとして、たとえば石井孝、歴史学研究、十一巻六号、五七頁。加藤俊彦、「日本における金本位制の成立」文化史研究、第二集、一頁参照。

しかし、日本における金本位制成立のもつ国際的意義は、たんにさきの大内教授のいわれるような「これによっ

て資本主義の新日本を世界の舞台におしたてたものとして世界史的」であるといった点に限定されるような単純なものではない。また、それは寺島一夫氏のいわれるような、日本が「独立資本主義国として、世界資本主義の一環として、他の諸列強と世界市場に角逐しうる段階に達し」（傍点引用者）たことを示す「金融的標識」であると簡単にすませるような史的指標でもなかったのである。

そのことは、日本の金本位制が、東亜におけるメキシコドルの衰退期に現われ、東亜におけるメキシコドル系銀貨（圏）の終焉＝植民地幣制改革＝金為替本位制の導入を確定する契機的指標であること、また、同時に、それが、のちにふれるように、日本が、他の諸列強と世界市場に角逐しうる形態そのものを規定したものであることによっても了解しうるだろう。むしろ、このような側面をもつことによって、日本の金本位制成立はより豊富な含蓄＝世界史的意義を確保しているのである。しかし事態のこのような側面は、従来の研究において、ほとんど無視されてきたように思われる。

それゆえ、私は以下において、このことを念頭におきながら、金本位制成立の過程と論理の考察を媒介として、成立意義の再検討をこころみたいと思う。そのことはまた、日本金本位制のもつ、その後の展開を含めての特質究明に対しても一つの手がかりを与えるであろう。

一、貨幣制度調査会の成立過程

一八八五年（明治十八年）の日本銀行券の兌換開始、一八八六年（明治十九年）の政府紙幣兌換開始によって、事実上わが国がメキシコドル系円銀を中核とする銀本位制を成立せしめた事情についてはすでにふれた。（松井清篇、

近代日本貿易史第一巻所収拙稿参照）

このことによって、わが国は一八七三年（明治六年）以来次第に顕著になりつつあった金銀比価変動―銀価下落の影響を、いまや銀紙の開きというヴェールなしに直接受けることになったのである。しかもわが国の銀本位の成立は、一八八六年にはじまる世界的な銀価の急激な下落と一致したために、著るしい影響を日本経済に与えることになるのであるが、同時にそれは漸次銀本位制への衝撃を強め、銀本位制の法制的整備の企図（一八九一）を不問に附せしめ（関山直太郎、日本貨幣金融史研究、九一頁以下）むしろこれに対する根本的な反省をうながす機縁を与えることともなったのである。（第一表）

第1表　金銀比価（金に対する銀の割合）

年　次	比　価	銀価指数
1873（明治 6）	15.92	100
1875（　8）	16.62	95.7
1880（　13）	18.06	88.3
1885（　18）	19.39	84.5
1886（　19）	20.78	76.6
1887（　20）	21.11	75.7
1888（　21）	21.99	72.4
1889（　22）	22.10	75.7
1890（　23）	19.77	80.8
1891（　24）	20.92	76.1
1892（　25）	23.68	67.2
1893（　26）	26.70	57.0
1894（　27）	32.57	49.0
1895（　28）	31.57	50.4
1896（　29）	30.59	51.8
1897（　30）	34.20	46.7

［注］比価は J. L. Laughlin, *Money, Credit, and Prices*, Vol. I, p. 514 による。銀価指数は A. Murad, *The Paradox of a Metal Standard*, 1939. p. 201 記載の1913年基準指数により算出。

第一表に明らかなように、銀価下落は兌換制度成立期以降一そう加速化するにいたり、紙幣整理の進行過程にもたらされた国内物価の低下安定とあいまって、貿易をいちじるしく好転拡大せしめ、更にそれは同じく整理過程がもたらした金融緩漫＝金利低下、農民層の分解の進行によって準備された労働力の充溢要因と結合して、一八九〇年の恐慌にいたる急速な資本蓄積＝資本家的企業の発展を促進する。わが国における産業資本確立への軌道はこの時期にその基礎を定置されることになるのであるが、すでにこのとき、この拡大過程それ自身がもたらす国際収支への圧迫要因の分析を通して、銀本位制に対する危惧が、松方正義によって、表明されている。

「本年(明治二〇年・一八八七―引用者)我カ外国貿易ノ景況ヲ察スルニ、十、十一、十二ノ三ケ月間ノ実数ハ未タ明知スルニ由シナシト雖トモ姑ラク前年ニ比シテ推算スルトキハ、

輸出品ノ高ハ　金五三、一八七、八〇五円余

輸入品ノ高ハ　金四二、九〇七、四七二円余

之ヲ差引スレハ輸出ノ超過スルコト金一〇、二八〇、三三二円余ナリト雖トモ、我カ外国貿易計算ノ慣行ニ依レハ輸出品ノ価格ハ銀貨ヲ以テ計算シ、輸入品ニシテ其金貨国ヨリ来ルモノノ価格ハ金貨ヲ以テ計算スルカ故ニ、総輸入品ノ価格ハ其表面ノ員額外ニ金銀貨ノ差異ヲ加ヘサルヲ得ス。今輸入物品中金貨国ヨリ来ルモノハ凡ソ総額三分ノ二ヲ占ム(十九年ノ実数ハ六割四分六厘)、而シテ本年一月ヨリ九月マテノ平均金価ハ百二十九円四拾九銭七厘ナルヲ以テ、輸入品総額三分ノ二ニ此差異ヲ乗シタル数即チ八百四拾三万七千六百拾壱円ハ之ヲ輸入品ノ総額ニ加算セサルヲ得ス。然ラハ則チ実際輸入品ノ価格ハ

金五一、三四五、〇八三円余

トナリ輸出ノ超過額ハ減シテ

金一、八四二、七二二円余

ニ過キサルモノト知ルヘシ。」[1]（「二十一年予算調製ノ期ニ際シ経済社会ノ景況並ニ救済ノ儀ニ付建言」（明治二〇年）、集成第一巻、五四七頁）

さらに松方は運賃、保険料、外債費、軍艦購入費等の支払を加算すれば差引入超になることを指摘し、金銀混計の貿易統計からえられた輸出超過に対する幻想を打破し、輸入増大の結果を注視する必要をのべている。（同上建言）

(1) わが国の貿易統計（金銀輸出入高表を含めて）は一八八七年までは金銀混計、一八八八年以後銀円に統一換算。なお貿易統計における輸出額は一八六八年より一九〇三年までは輸出港における市価即ち市中丸相場によって評価された輸出元価であり、一方輸入は一八六八年から一八九八年までは大体仕出港＝輸出港の元価、つまり輸入元価であった。（東洋経済新報社編、日本貿易精覧、なお、横浜俊一、我国の貿易統計に就いて、参照）

更に当時松方が行った二、三の建言をとりまとめてみるとつぎのようになる。即ち彼によると近時における対外支払急増の原因は、㈠商況の回復から生じた各種企業の急激な拡張（鉄道、製糸、紡績、汽船、工業、瓦斯等）、陸海軍拡張などによって誘発される輸入需要の増大、㈡これらの拡張が信用の膨脹と結合することによって、貨幣の流通高を増加せしめ、それによる物価騰貴の傾向が輸入を誘発すること、㈢好況にともなう国民の外国品需要の増大、㈣国勢の進展にともなう在外公館費用の増加、また官民海外渡航の増大、㈤一方、銀価下落の大勢は常に下降をたどりつつあること、つまり㈠～㈤の要因と㈤との結合から生じたものである。そして、もしも速かにこれを救治する方法を定めなければ、一両年にして、わが国は経済上において非常な激変を来たし、極めて困難な地位におちいらざるをえないというのである。（同上建言、および明治二〇年「輸入ノ暴進ニ付匡救策」、明治二一年三月「二一年度予算ノ調定着手中経済社会ノ状況ニ付建言」、集成一巻五四五～五五三頁）

松方のいだいた国際収支の危機感は、事実において、貿易収支面における出超巾の急減、即ち、一八八五年（明治十八年）の出超約四百四十三万円、一八八六年の約一千一百万円から、一八八七年（明治二〇年）の七〇万円（以上すべて銀円に統一換算）への急減傾向（一八八八年は二一万円）に裏付けされていた（日本帝国第十三統計年鑑）。この時期、松方は銀価下落問題について、経済学協会に諮問をおこない（一八八七年十二月）、一八八八年（明治二一年）三月にはこれに対する調査委員の報告書（田口卯吉執筆）が提出されているのであるが[2]、これこそのちの貨幣制度調査会の先

駆をなすものと思われる。

(2) 鼎軒田口先生伝一〇九頁。なおこの調査委員のメンバーは田口卯吉、田尻稲次郎、阪谷芳郎、大野為之、乗竹孝太郎、浜田健次郎、伴直之助等であった（同上）。この報告書の提出は田口先生伝では明治二一年四月とされているが、阪谷芳郎伝では三月とある。この報告書原文は筆者未見であるが、その内容の一端は上記田口先生伝にのべられており（同上一〇九―一一〇頁）、さらにくわしくは後掲資料「貨幣制度ニ付諮問案ニ対スル答弁書」中の同報告からの引用によってうかがうことができる。なお、同資料によると報告書は三月に松方に提出されたものであることがわかる。内容は田口卯吉の執筆にかかるものであるから、松方の危機感とはおよそ正反対の楽観論が報告されている。この点はのちにふれる。

松方によって指摘された国際収支の危機要因は一定の論理性と現実性をもつものであったが、実際上の国際収支の危機、つまり一八九〇年の大入超の直接的原因は、銀価下落よりも、むしろ、つぎの二つの理由から生じた。一つは一八九〇年恐慌の主要要因であった一八八九年の米の凶作＝減収に起因した米価騰貴、米輸出の減少、逆に巨額の米の輸入超過であり、二つには一八九〇年、アメリカにおいてシャーマン購銀法（Sherman Silver Purchase Act）が成立し（七月公布）、それによって一時的に世界的な銀価の相対的な上昇＝銀価騰貴が生じ（第一表参照）、このことがわが国の対金貨国輸出に不利に働き、就中わが国輸出の大宗である生糸輸出が激減したことである。[3] これを表示すると第二表のとおりであり、一八九〇年における大入超約二千五百万円はほぼ以上に指

第2表　1890年貿易額の対前年比較
（単位：千円）

内訳		1889	1890	増(＋)減(－)
輸出	総額	70,060	56,603	－13,457
	うち 米	7,434	1,323	－ 6,111
	生糸	28,876	16,431	－12,445
	小計	36,311	17,754	－18,556
輸入	総額	66,103	81,728	＋15,624
	うち 米	136	12,302	＋12,166
	砂糖	6,292	8,489	＋ 2,196
	小計	6,429	20,791	＋14,362

（注）第10帝国統計年鑑による。すべて円単位で集計の上千円未満切捨。なお生糸には繭を含まず。

摘した二商品の動向によって生じたものであることがわかる。

(3) この生糸輸出不振について、一八九〇年の世界恐慌をその要因にあげるむきもあるが、この見解には問題がある。というのは、わが国の生糸輸出は当時アメリカ、フランスを主としており、そして生糸輸出の激減は、この両国の輸入減にもとづくのであるが、この段階でのアメリカの恐慌は一八九三年、フランスは一八九一年に開始されるのであるからこの場合世界恐慌を生糸輸出減少の主要要因とすることは困難であると思われる。

したがって、この段階における問題は、凶作と共にむしろ前の場合とは逆に、銀の騰貴にあったわけである。そしてこの時期、松方の股肱として、のちに日本の金本位制樹立に重要な役割を演じた阪谷芳郎によって、消極的な形においてではあるが、銀価騰貴を理由とした貨幣改革論＝金本位論が提出されている。（阪谷芳郎「銀価騰貴に付我国貨幣制度上の疑問」東京経済雑誌明治二三年九月六日通巻五三七号）

このようにわが国の銀本位制は明治二〇年代の前半において、銀価低落、あるいは銀価の一時的騰貴の影響をうけるのであるが、一八九〇年一時的騰貴を示した銀価は翌一八九一年以後再び加速的な下降を開始し、一八九三年（明治二六年）には遂に金一に対し二六・七〇となり（第一表）、この間、世界各国いずれも銀価下落の影響をうけ、本位制の再検討が行われるにいたり、わが国もまた貨幣制度調査会を組織し、この問題についての根本的反省を行うにいたるのである。

一八九三年九月十一日松方の示唆にもとづき当時の大蔵大臣渡辺国武によってなされた貨幣制度調査会設置の建議はこの間の事情をつぎのようにのべている。

「近来金銀価格ノ変動ハ非常ノ影響ヲ経済上ニ及ホシ各国政府ノ共ニ大ニ苦慮スル所ニ之アリ、而シテ昨年七月墺国政府ハ銀本位ヲ廃シテ金本位ニ改メ、尋テ銀価維持ノ目的ニ出テタル白耳義「ブラッセル」府開設ノ万国貨幣

会議モ徒ニ延会トナリ、銀価ヲシテ益下落ニ向ハシメタル際ニ当リ、印度政府ハ本年六月ヲ以テ俄然銀貨ノ自由鋳造ヲ廃止シ大ニ銀価ヲ下落セシメ、尋テ米国政府モ亦「シヱルマン」条例ヲ廃セントスルノ議アリ、目下議会ニ於テ討議中ニ係リ銀価ノ愈々低廉ニ赴クハ勢ノ免レサル所ナリ。此ニ於テカ為換相場変動常ナク、国際貿易ハ為メニ一時始ント中止ノ姿ヲ為スニ至レリ。依テ現在銀貨ヲ使用スル所ノ国々ハ自国ノ利益ヲ保全スル為メ貨幣制度ノ得失ニ就キ調査スル所アリ。或ハ既ニ調査ノ結果ヲ実行スルモノアルニ至レリ。（中略）金銀価格変動ノ影響ハ我邦経済及財政上実ニ容易ナラサルモノアリ。且印度幣制改革ノ為メ銀価ノ激変セシ以来、我邦上下未来ノ景況ヲ臆測シテ議論百出、世上商工業ニ従事スル者ハ皆悒々トシテ適従スル所ヲ知ラサルノ有様ナリ。依テ本大臣ハ茲ニ貨幣制度調査会ヲ設置シ、最モ経験学識ニ富ム所ノ有力ノ士ヲ集メ篤ト金銀価格変動ノ原因結果就中我邦経済上ニ及ホス既往将来ノ影響竝現行貨幣制度ニ改正ヲ加フルノ必要アリヤ否、若シ之アリトスレハ如何ナル本位ヲ採用シ其施行方法ハ如何ニスヘキヤ等ノ問題ニ付攻究審議セシメ、其復命ニ依テ人心ノ疑惑ヲ解キ政府将来ノ貨政上ノ方略ヲ定ムルノ参考ニ供スルノ必要ヲ認メ、別紙調査会ニ関スル勅令竝ニ経費見込書ヲ具シ、此旨閣議ニ提出ス。」（集成十一巻四四一―四四二頁）

政府はこの建議を容れ、一八九三年十月十四日勅令第一一三号をもって貨幣制度調査会規則が公布され、ここに「丹念な調査と慎重な審議を記録するものとして、本邦官庁調査中の白眉に位する」（河合栄治郎、明治思想史の一断面―金井延を中心として―二二二頁）とされる「貨幣制度調査会報告」および「同附録」を生みだす出発点が与えられることになった。

銀価下落がわが国に与えた衝撃とその功罪についてはのちに検討を加えるが、この段階において、わが国をして、

銀本位制に対する根本的検討を加えることを意図するにいたらしめた主な理由は、国際情勢の変化、すなわちさきの渡辺国武の建議にのべられているように、銀価維持を目的とした、アメリカの主唱にかかる一八九二年十一月のブラッセル万国貨幣会議の失敗＝所謂救銀政策の失敗の結果から生じた二つの動向、すなわち、印度貨幣制度の改革＝銀貨自由鋳造の停止とシャーマン購銀法の廃止の特別議会の開催、下議院通過によって、いまや金銀比価安定＝復本位維持再建への願望は決定的打撃を与えられ、銀価下落の急進は不可抗的なることが予想されたことにもとづいている。しかし、わが国の幣制改革問題にとって決定的な重要性をもつものは、なによりも、印度における幣制改革＝銀貨の自由鋳造の停止であったと思われる。以下この点について若干ふれておこう。

印度幣制改革がとりわけ注目されねばならないのはそれが東亜における銀貨圏・銀市場の維持という伝統的な体系[4]からの本国（イギリス）自らによる脱却・転換をいみするものであったことにある。

(4)　この点について経済論叢第八三巻一号所収拙稿、なおこの転換の理由については経済論叢九〇巻第三号拙稿参照。

東亜の後進諸国、植民地における銀貨圏の維持をすすめ、またそれを温存することを政策的にもすすめてきたヨーロッパ金本位国就中イギリス自体によって、たとえそれが、銀貨使用それ自体の廃止ではなく、また金貨の自由鋳造を認めず、銀貨は依然法貨として流通し、そのかぎり、可及的に、銀貨圏の維持がはかられてはいるにせよ、しかも銀貨の自由鋳造を停止し、ルーピー銀貨に実質価値以上の価値を附与する体制をとったこと即ち本位としての銀の否定という事態が出現したことは重要である。なぜなら、それは金本位国自体による銀貨圏の否定、つまり銀貨圏の温存をもはや利益となしえない段階への移行を物語るものだからである。もとよりこの移行はこの段階において、直ちに爾余の東亜諸国に施行されたものではない。しかしそのことは、わが国にとって少くとも銀貨国か

ら金貨国への移行が、西欧金本位国就中イギリスの妨害によって座折せしめられる可能性の縮少を意味した。明治初頭以来のわが国幣制改革の方向がさきにのべた東亜における銀貨圏維持体系をバックとする西欧洋銀勢力の存在によって規定されてきたことはすでに明らかにしたところであるが[5]、このような情勢の変化によって、いまや日本の金本位制への移行可能性は、少くとも国際的側面からの障害を大きく軽減されるにいたったのである。そして印度幣制改革を機縁とするこの移行可能性の獲得＝金本位への立候補可能性の獲得こそ、政府による貨幣制度調査会設立をうながした直接的契機であったと考えられる。また同時に、それがこのような事態を背景とせざるをえなかったことそのものの中に、日本の特殊的位置＝被規定性をみいだすことができるであろう。松方正義のつぎの言葉は以上のことを裏書するものといえるだろう。

「然シナカラ余ヲシテ未タ余ノ思想（金本位制への移行の必要―引用者）ヲ公然断言シ之ヲ実地ニ試ムルニ至ラシメサリシモノハ英国政府ノ印度幣制ニ対スル決心如何ノ明瞭ナラサリシニ在リ（中略）印度ニシテ依然銀貨国タル以上ハ我邦独リ先ツ金貨国タラントスルモ種々ノ関係ニ於テ困難ナカルヘカラス又明治二十三年我邦穀物ノ不足ハ一時ニ驚クヘキ正貨ヲ輸出シ去ルノ事情ハ正貨準備ノ計画上一経験ヲ加ヘ大ニ熟慮ヲ要スルモノアリ終ニ余カ在職中ニ於テ（松方は明治二十五年八月大蔵大臣を辞している―引用者）金貨政策ノ方針ヲ確立スルコト能ハサリキモハヤ今日トナリテハ何ノ遅疑スル所モアルヘキ筈ナシ日本政府ハ断然速カニ金貨本位ノ政策ヲ立テ其方針ニ依テ直行セサルヘカラサルナリ」（松方正義「日本ハ金貨本位ノ政策ヲ取ラサルヘカラス」（明治二六年九月十一日）、大蔵省所蔵松方家文書第四五号所収）同じことは、阪谷芳郎のつぎの言葉からもうかがわれる。

「我が邦で幣制改革の事を私が見込みましたのは矢張り（明治）二十六年の印度の幣制改革の布達が出てからの

ことでございます。……日本の一番関係の多い国々は正もに金である、印度が金本位に移る以上はもう今日が日本の幣制を改める時機だ、追々東洋も多事になって来る場合だから世界と共に進退する政策を取った方が宜しい……」[6]

(5) 前掲近代日本貿易史第一巻所収拙稿参照。

(6) 東京経済雑誌第八六六号（明治三〇年三月六日号）所載、明治三〇年二月二〇日経済学協会に於ける、金貨本位に就ての同氏演説による。前掲阪谷芳郎伝はこの演説の日付を三月六日としているがあきらかにあやまりである。これは恐らく演説の掲載雑誌の発行日付と混同したものと思われる。

二、阪谷プランの内容

右にのべた国際情勢の変化にもとづき、貨幣制度調査会において、松方の意図を体した、大蔵官僚、阪谷芳郎によって提起された幣制改革のプランは、当時におけるわが国幣制改革の具体的内容を示すものとして注目すべきであろう。もとよりそれはのちにふれるように、当時貨幣制度調査会を支配した見解でも、また、政府内部の統一的見解でもなく、さらに、当の大蔵省自体の統一的主張を示したものでもなかった。しかし当時における唯一人の金本位即行論の立場を堅持した阪谷によって提起された幣制改革プランは、むしろそれゆえにこそ、のちの金本位制成立への過渡期における幣制改革の具体的プランとして興味深いのである。さらに、この幣制改革プランの立案と準備過程が、のちの金本位制実施の基盤・母体を形成したものであるといういみにおいても重要性をもっているのである。

阪谷プランの内容は「貨幣制度調査会報告」（一八九五・七）第四章所載の阪谷芳郎意見[1]によってうかがうことができるが、ここでは時期的に前記貨幣制度調査会設置の建議が行われた一八九三年九月前後阪谷によるものと推定しうる「貨幣制度ニ付諮問案」（明治二六年・月日不詳）同附属資料によってまづその原型をうかがうことにしたい。[2]なお一言この資料について附言すれば、この「諮問案」にもられた幣制改革プランの内容はさきの貨幣制度調査会設置の建議が行われた日と同日附の松方正義の論策「日本ハ金貨本位ノ政策ヲ取ラサル〈カラス」（前掲）と全く同一である。したがって阪谷プランは事実上松方・阪谷プランといひうる性格のものであったということである。[3]

(1) この阪谷意見はすでに、一八九五・三・三〇の調査委員会総会での決議にもとづく同年五月十五日の特別委員調査報告（大蔵省所蔵松方家文書第四五号所収）に記載されている。

(2) 阪谷によるものと推定される一連の秘扱い資料（京都大学所蔵）はつぎのとおりである。「貨幣制度ニ付諮問案追加」「貨幣制度諮問案付属」「貨幣制度ニ付諮問案ニ対スル答弁書」。これらの資料にはすべて発行年月の記載はないが、同表紙に阪谷の署名があり、かつ貨幣制度調査会報告にみられる主張との同一性および当時の彼の活動状態（これについては阪谷芳郎伝一一五頁参照）からして阪谷によるとしてあやまりないと思われる。これらの資料はその記載内容ならびにそれが、さきの松方の論策「日本ハ金貨本位ノ政策ヲ取ラサル〈カラス」（一八九三・九・十一）との著るしい類似性からして、一八九三年（明治二六年）九月前後執筆され、大蔵省において印行されたものと推定される。ただし最後の資料、つまり「貨幣制度ニ付諮問案ニ対スル答弁書」について前記大蔵省所蔵松家文書第四五号目次では明治二八年と推定され、それがそのまま公刊の日本金融史資料明治大正篇第十七巻末記載の幣制改革に関する大蔵省蔵松方家文書目次にも引用されているが、私はその内容からしてさきの資料に引きつづくもの、おそくも明治二七年の初期までのものと推定する。しかしこの点についてここではこれ以上ふれる余裕はない。

(3) この阪谷の「諮問案」にもられた改革プランが先記松方の論策に依拠したものであったか、あるいは松方の論策が阪谷の「諮問案」に依拠したものであったかは明らかではない。しかし両者のいちぢるしい類似性＝同一性からして、それが両者一

致のものであったことはたしかである。恐らく松方は当時形式上官をはなれており、したがって、自己の意志を阪谷において具現せしめたとも考えられる。

調査会成立を期して提起されたと思われるこの「諮問案」における改革プランと後の「調査会報告」阪谷芳郎意見にみられる改革プランとの間に本質的な変更は存在しない。しかし日清戦争＝賠償金の取得といった外的条件の変化をうける以前における、つまり調査会成立当時の改革方向を示すものとして、この初期プラン＝原型による方が適切であろう。それはおよそつぎのようなものであった。

㈠新二〇円金貨（品位九〇〇量目五匁九分二厘六毛）を発行し、それ以下の小額金貨を発行せず、新金貨一枚は現行一円銀貨二〇枚と交換通用すること。（この場合金銀比価は一：二四強）㈡外国支払のため銀行より日本銀行へ兌換銀行券交換の請求のある場合をのぞいて、政府発行の紙幣、日本銀行兌換銀行券に対しては金貨又は銀貨をもって交換し、その場合一人一日の交換には新金貨二〇円以上を交付しない。（つまり対外支払のための銀行による兌換請求のほかは事実上金貨交換は不可能である）㈢金貨の自由鋳造は認めるが、銀貨の自由鋳造は禁止される。大蔵大臣は市場の必要を計り銀塊を購入し、銀貨の鋳造を造幣局に命ずるがその額は、一円銀貨、補助銀貨合計一ケ年に三百万円を超えることはできない。㈣メキシコドルは改正案実施後は一円銀貨と並価通用を認めるわけにいかないから、それを認める一八七九年（明治十二年）九月の第三五号布告の廃止を必要とすること。

およそ以上が諮問案におけるプランの骨子であった。これをみてもわかるように阪谷案のねらいは、現行銀貨の自由鋳造を停止し、「銀貨混用金貨本位制度」（破行本位制）の採用を目標とするとはいえ、金貨単位の高額化、金貨交換の制限規定によって、事実上可及的に金貨使用を節約・制限した形における（対外取引にのみ金貨交換・使用を

認める形における）、つまり現行銀貨の使用継続を前提した幣制改革案であったことがわかるのである。阪谷はこれをつぎのようにのべている。「東洋多銀ノ地ニ在テ我邦カ金貨制度ヲ実施セントスルハ其困難実ニ容易ナラス是故正案カ純粋ノ金貨単本位ヲ取ラス銀貨ヲ混用シ金貨ノ交換ニハ特別ノ制限ヲ設ケ以テ其維持ヲ計ル所以ナリ」と。（同上、貨幣制度ニ付諮問案）

当時事実上銀本位国であると共に、金本位制移行に必要な金吸収の可能性も、金準備もなかったわが国にとって、この方法こそ唯一可能な銀価下落の影響から避けうるかつ実施可能な本位制改革案として提示されたわけである。

「本年（明治二六年）六月ノ計算ニ依ルニ政府紙幣銀行紙幣及兌換銀行券ノ合計流通高ハ壱億四千四百九拾万円ニシテ日本銀行ノ正貨準備ハ金弐千百八拾万円銀六千五百七拾万円計八千七百五拾万円トス故ニ紙幣総流通高ニ対スル正貨準備ノ割合ハ金壱割五分銀四割四分トス此ノ如ク金貨準備ハ頗微弱ナリト雖トモ内地ノ取引ニハ専ラ銀貨ヲ使用スルヲ以テ金貨ノ必要ナク其之ヲ要スルハ金貨ヲ用ユル外国トノ取引ニ限ルモノトス而シテ今日ニ在テハ貿易ハ常ニ輸出超加ヲ示シ外国遊客ノ持参スル貨幣亦少ナカラス之ニ加フルニ内地及朝鮮ノ産金アリ少クモ毎年弐百万円ノ金貨ヲ貯蔵スルハ敢テ難キニアラス故ニ一朝俄ニ巨額ノ金貨輸出ヲ要スルコトアルモ改正案ノ実施ハ容易ニ失敗ヲ招クコトナカルヘシ。」（同上）

しかし、諸問案において実施容易とされた改正案の実行は、二つの考慮すべき問題をもっていた。さきの諸問案とほぼ時を同じくした「貨幣制度諮問案附属」（明治二六年月日不詳）において「本問題ニ関シ特別研究ヲ要スル件」として提起されたこの二つの問題はつぎのようなものであった。

一つは、当時、東洋諸国に流出していたわが国輸出銀円（五千百万円）の還流の問題であった。すなわち、もしわが

国がさきの幣制改革を実施すれば、一円銀はメキシコドルに比べて騰貴し、したがってこれを再輸入して交換を計るものがでてくるが、この場合にこの交換に応ずることは頗る不利であるから、一旦外国に輸出したものはすべて地銀とみなし、その再輸入の際、極印を打って他と区別する方法をとるべきかということであり、第二は安政条約における同種同量通用規定に端を発し、維新後においても明治四年新貨条令制定の際（五月一〇日）各国公使への報告書翰において、その自由通用（開港場及び国内一般）を再確認された洋銀＝メキシコドルの問題であった。しかもその場合、メキシコドルは一円銀のメキシコドルとの並価通用を促進するための一八七九年（明治九年）九月十二日布告三五号によって、一円銀との並価通用を規定・確認されていた。[4] したがってこれらの諸規定の廃止なくしては、改正案は重大な障害をうけざるをえないし、またそもそもこれらの諸規定の廃止そのものに対する障害こそが問題であった。

(4) この間の事情については、経済論叢八一巻三―六号、および前掲近代日本貿易史第一巻所収拙稿参照。なお一八七九年九月十二日布告三五号はつぎのとおり。

「一　貿易一円銀（量目七匁一分七厘六毛性合銀九銅一）ノ儀今後税関ノ諸税及其他凡ソ洋銀ヲ以テ取引スヘキ諸勘定ノ払方ヲナス為メ之ヲ差出ストキハ諸官庁ニ於テハ之ヲ洋銀ト幷価ニテ受領スヘシ

一　本月（九月）十九日以後ハ人民ニ於テ凡ソ負債其ノ他ノ払方洋銀ヲ以テ履行スヘシト結約シタル所ノ金高ヲ払フ為メ右一円銀ヲ差出ストキハ之ヲ洋銀ト幷価ニテ受領スヘシ」（法規分類大全、第一編、政体門、制度雑款三、二二〇頁）

さきに示された改正案が一円銀とメキシコドルとの並価通用を規定した上記の一八七九年九月の第三五号布告の廃止を幣制改革の要件としたことは、当然のことであったが、そのこと自体が、洋銀勢力およびその背後にあるヨーロッパ諸国の動向如何によって阻害される可能性が存在したからであり、また問題は国内規定である上記の三五

号布告の廃止だけで片附けられる性質のものではなかったからである。

つまり安政条約における外国貨幣の同種同量通用規定・外国貨幣の自由通用規定、ならびに、維新後における新しいかつ形式上限定された形における安政条約貨幣条項の再確認であるさきの新貨条令制定の際各国公使に通告した書翰において約された「墨西哥(メキシコ)ドルラル通用ノ儀ハ従前ノ通タルヘシ」(法規分類大全、前掲書一四一頁)の規定は、わが国単独での改廃の自由をもたぬ国際的拘束力をもち、したがって、もしこれをたてにとられるならば、自由鋳造停止による幣制改革は根底からおびやかされる危惧が存在したのである。

印度幣制改革は、先記のように、国際的側面からの銀市場維持策の放棄であり、その結果、わが国に銀市場離脱の可能性を与え、したがって、以上の危惧を軽減せしめる要素ではあったが、しかしなお阻害的要因の完全消滅をいみするものではなかった。そして改革案の実行可能性の阻害的要因としては、さきの第一のものよりもこの第二の問題の方が、はるかに根本的な重要性をもっていたのである。そしてこの危惧の表明の中に、もし幣制改革が、洋銀取引に慣れた、わが国貿易の大半を掌握している外国商社等の既得権を侵害し、彼等の利益に重大な障害を与えるならば、つまり幣制改革を彼等自身の利害において、支持し、あるいは彼等の背後にあるヨーロッパ諸列強の支持をうることなしには、幣制改革は重大な障害をうけ、結局において改革案の実施を基本的に阻止されざるをえない日本の位置をみることができるのである。

貨幣制度調査会報告第四章「近時金銀価格ノ変動ハ我邦現行貨幣制度ヲ改正スヘキ必要アルヤ否若シ其ノ必要アリトスルトキハ新ニ採用スヘキ貨幣本位竝施行方法」において阪谷芳郎意見としてしるされている改革プランは上記のプランと本質的な変化を示していないが、本位規定の明確化のほか、若干の技術的な補足、変更がみられる。

(一)品位九〇〇位の金量目二匁二厘二毛二二をもって本位とし之を円と称すること。（これは旧本位金貨五円にあたる）(二)新金貨は二拾円貨量目四匁四分四厘四毛四二の一種とし、その模様には征清事件（日清戦争）の紀念となるものを刻すこと。(三)一円銀の自由鋳造を停止し、従来発行の一円銀貨は新金貨一円に付一円の割合をもって法貨として無制限に授受されること。（集成十二巻三九〇頁）

これらの変化はその間における金銀比価の変化＝銀の一層の下落に応ずるものである。またさきの三五号布告の廃止についてはここでは直接ふれず、現行貨幣条令兌換銀行券条令等は相当の改正を要すとだけのべられている。

これは報告書のもつ公的性格への考慮と同時に、銀価下落の進行の中でもたらされた国際的な移行条件の一層の成熟[5]と共に、条約改正の成立と進展、日清戦争の勝利を背景として、さきの危惧を考慮する必要が一層軽減されたことをいみするものであろう。[6]

(5)　この点については経済論叢九〇巻三号所収拙稿を参照。

(6)　しかし、調査委員の一人、三井の益田孝は、一八九五年五月二二日の委員会総会において、なお、メキシコドル通用停止に対し、その可能性に深い疑惑を表明している。（松方家文書四五号）なお、この点について貨幣制度調査会報告第四章記載益田孝意見参照（集成十二巻四一一頁）。

同時に、この時期、つまり貨幣制度調査会報告の完成期（一八九五年・明治二八年三月―五月）においてもなお阪谷プランが銀貨の自由鋳造停止による跛行本位制の成立を目標としていたことを改めて確認しておきたい。この点はまたのちにふれる。

最後にいま一つ指摘しておきたいことは、わが国の幣制改革の必要を唱えた阪谷が他方において銀市場の維持・利用論者としての一面をもっていたことである。すでにそのことは、明治二〇年代の初期、中国（清）の幣制改革

のことが論議された時に、彼が東洋銀貨の本位である四一六グレインの銀貨（これは現実に流通するメキシコドルとほぼ等しく、かつわが一円銀と同位同量であることはまえにふれた）を本位とすることをすすめて、田口卯吉の賛意をえている点にもあらわれているが（田口卯吉全集第七巻二二頁）、さきの諮問案作成当時において、㈠銀貨自由鋳造の停止の結果、予想される銀価下落、わが国産銀業者の不利をカバーするものとして中国・朝鮮市場への輸出を考慮し、㈡またそれに伴う造幣能力の過剰を朝鮮の貨幣もしくは東洋諸港通用の弗銀製造にふりむけることをすすめ、㈢またそれによって、たとえわが国が銀貨国に対し入超となっても、欧米から下落した銀を購入してこれを中国、朝鮮に売却する地位に立つことになるから貿易上の損失をまねくことはないといった考え方の中にも、そのことをうかがうことができるであろう。（「貨幣制度ニ付諮問案ニ対スル答弁書」）

さらにさきの貨幣制度調査会報告中阪谷芳郎意見において、「支那、朝鮮、海峡植民地及南洋諸島トノ取引上特ニ銀貨ノ需要ナキヲ期スヘカラス。故ニ政府ニ銀貨鋳造ノ権力ヲ存スルノ必要アリ」（集成十二巻三九〇頁）とのべていること、また日清戦争後わが国の領有となった台湾での早急な金本位実施に反対し、銀貨使用をみとめていること（貨幣制度調査委員会議事速記録第三号、一八九五・五・二三、前掲松方家文書四五号所収）などは、前記のことと共に、あきらかにわが国幣制改革にともなう損失・負担を軽減するものとして、いいかえれば改革の実施条件の一つとして、銀市場の残存を予定・希望するものといえるであろう。それは前にも指摘したように（経済論叢八三巻一号）、ヨーロッパ諸国の金本位移行が他方東洋銀貨圏の残存・維持の規定的要因となった段階の論理にしたがうものであった。

（一九六三・八・五）

（以下続稿）